

図2 公的年金制度の財政収支（概念図）

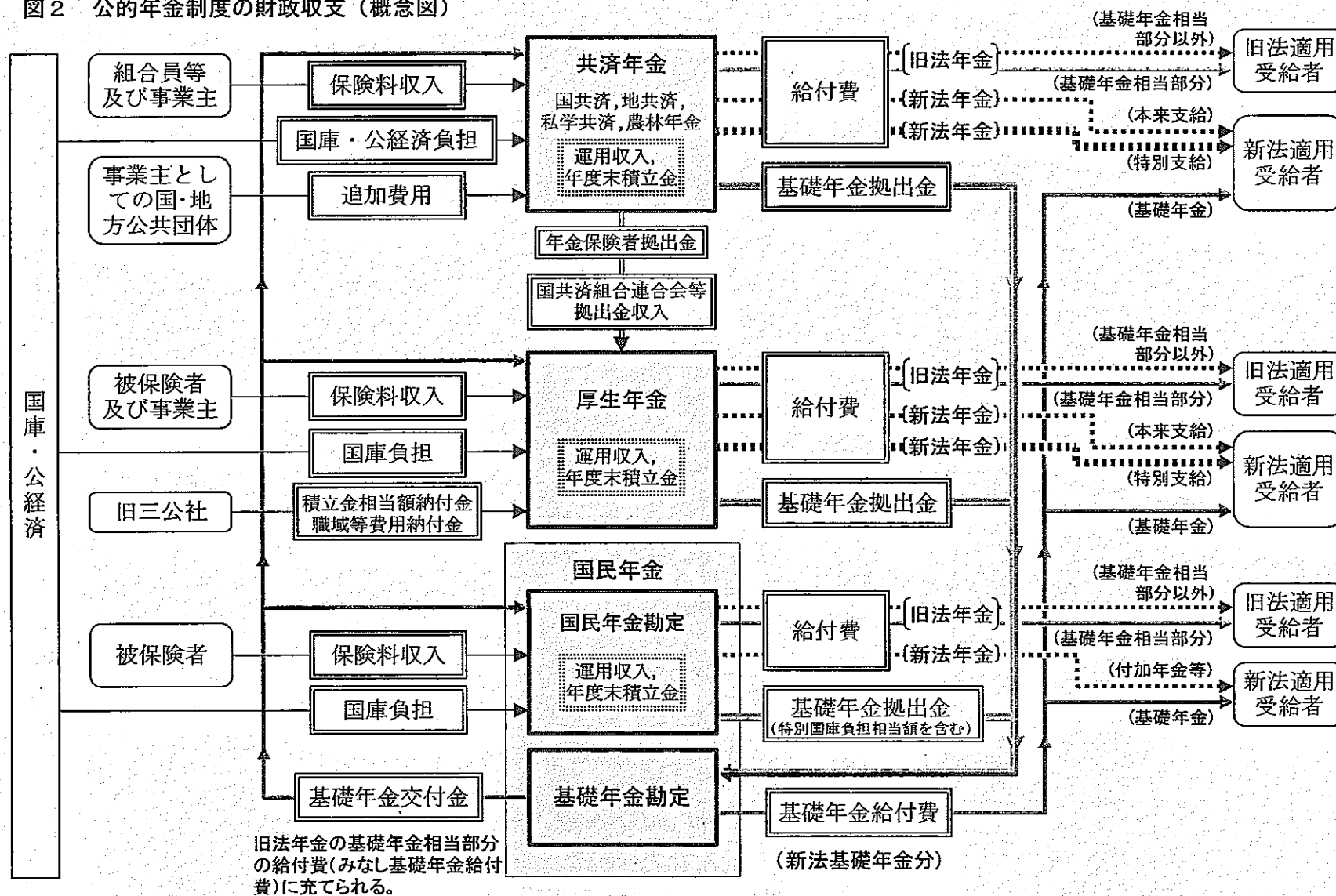
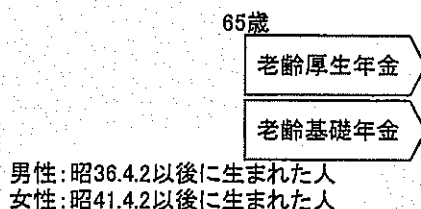
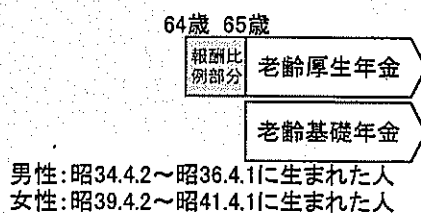
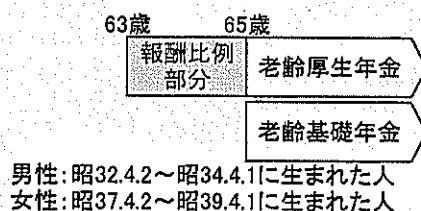
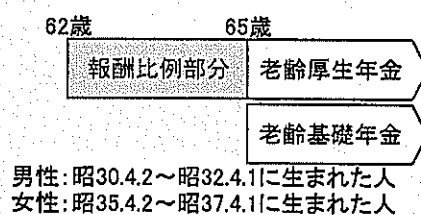
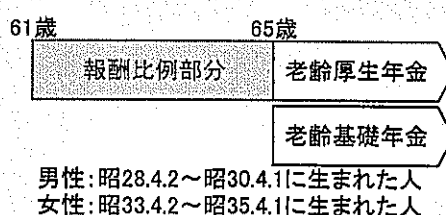
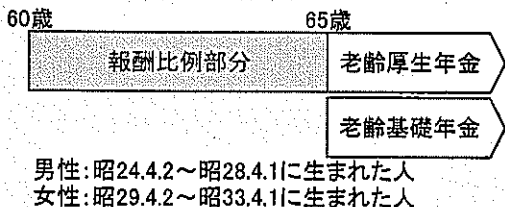
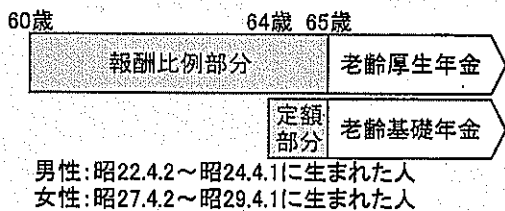
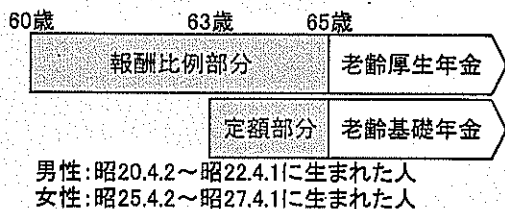
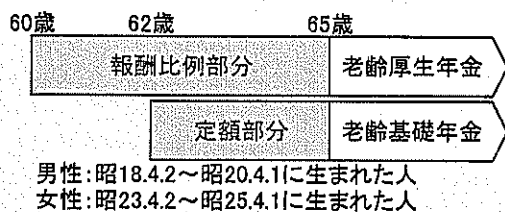
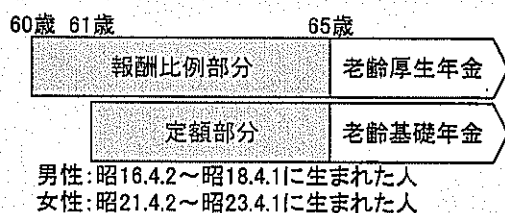
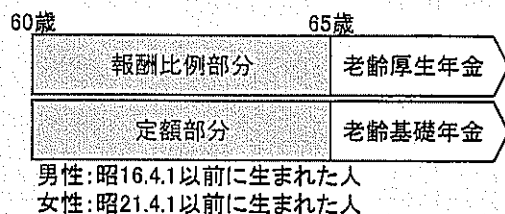


図3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

〔網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金〕



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。

注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

補足 1

平成 11 年財政再計算における被保険者数・組合員数の将来見通しについて

共済各制度は、平成 11 年財政再計算において、組合員数の将来見通しを以下のように複数設定している。なお、厚生年金の被保険者数の将来見通しは、将来推計人口（平成 9 年推計、国立社会保障・人口問題研究所）の中位推計と労働力率見通し（平成 10 年 10 月労働省推計）を用いて作成されている。

1 国共済

- (1) 組合員数が 112.2 万人(平成 9 年度末組合員数)で一定として仮定した場合
- (2) 将来推計人口(総数)と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

2 地共済

- (1) 組合員数が 332.6 万人(平成 9 年度末組合員数)で一定として仮定した場合
- (2) 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

3 私学共済

- (1) 組合員数が、平成 14 年度以降、42.3 万人(平成 14 年度末見込み)で一定と仮定した場合
- (2) 学齢人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (3) 厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

4 農林年金

- (1) 組合員数が 47.1 万人(平成 6 年度末から 10 年度末までの間の組合員数の減少が平成 12 年度末まで同じ傾向で進むとした場合の 12 年度末組合員数)で一定と仮定した場合
- (2) 組合員数が 46.1 万人(平成 6 年度末組合員数を 5 万人削減するという目標どおりに削減が進んだ場合の 12 年度末組合員数)で一定と仮定した場合
- (3) 将来推計人口と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (4) 平成 12 年度末の組合員数が 48.2 万人(平成 10 年度末組合員数)で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合
- (5) 平成 12 年度末の組合員数が 46.1 万人で、その後、厚生年金の被保険者数と同様の傾向で組合員数が減少すると仮定した場合

補足 2

国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

1 いわゆる 3 分の 1 国庫負担が対象とする費用

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の 1/3
[国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第 85 条第 1 項第 1 号]

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の 1/3 [厚生年金保険法第 80 条第 1 号、第 94 条の 2 第 1 項]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（みなし基礎年金給付費）を含む。

- ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 4 項）
- ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭 60 附則第 35 条第 3 項）

※2 ただし、次の 2 で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることからここからは除かれる。[第 85 条第 1 項第 1 号、昭 60 附則第 34 条第 2 項]

2 3 分の 1 国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [第 85 条第 1 項第 2 号]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 1/4 [第 85 条第 1 項第 2 号]（平成 14 年 4 月 1 日より）
- 20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の 40/100 [第 85 条第 1 項第 3 号]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（40/100）[昭 60 附則第 34 条第 1 項第 2 号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 3 号]

（新法国民年金）

- 付加年金等の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 1 号]

（旧法国民年金）

- 旧国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 4 号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 嵩上げ加算分の 1/4 相当分 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]

● 5 年年金の給付費の $\frac{1}{8}$ [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 7 号]

● 昭 48 附則第 12 条第 2 項で計算される老齢年金、10 年年金に係る通算老齢年金の差額分の $\frac{1}{4}$
[昭 60 附則第 34 条第 1 項第 8 号]

○ 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の $\frac{1}{4}$ [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]

○ 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

○ 昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間に係る給付費のうち $\frac{20}{100}$ (第 3 種被保険者期間については $\frac{25}{100}$) [昭 60 附則第 79 条第 1 号]

○ 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の $\frac{1}{4}$ [昭 60 附則第 79 条第 2 号]